

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和6年8月2日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎

調達機関番号017 所在地番号28

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 14
- (2) 調達件名 兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約
- (3) 調達案件の仕様 「仕様書」のとおり。
- (4) 納入期限 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで。
リース期間：リース開始日から令和9年3月31日まで。
- (5) 納入場所 「仕様書」のとおり。

2 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札への参加及び入札書の提出方法

本入札の参加申請及び入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

詳細は、入札説明書に記載する手順に従うこと。

5 入札関係書類

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：本公告開始日から令和6年9月24日(火)17時00分まで

交付方法：上記の期間中、兵庫労働局ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加申請書(競争入札参加申込書)の受付期間

本公告開始日から令和6年9月24日(火)17時00分まで

(3) 入札書の受付期間

本公告開始日から令和6年9月25日(水)17時00分まで

6 開札日時及び場所

(1) 日時 令和6年9月26日(木)9時30分

(2) 場所 兵庫労働局 総務課会議室(神戸クリスタルタワー14階)

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類を上記5(2)の期限までに提出しなければならない。

また、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書も提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、上記(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓

約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 入札説明会について

入札説明会は実施しない。入札参加者は入札説明書及び仕様書等を熟読し、内容を承認のうえ参加すること。

(9) 契約関係書類の扱いについて

担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。

契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(10) その他 詳細は入札説明書による。

8 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務部総務課 会計第一係 倉元

電話：078-367-9173

メールアドレス：kuramoto-ryouta@mhlw.go.jp

9 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Itamatsu Ichiro, Director of General Affairs Department, Hyogo Labour Bureau.

(2) Classification of the services to be procured: 14.

(3) Nature and quantity of the services to be required: Leasing contract for laptop computers, etc. at Hyogo Labor Bureau and 24 other offices.

(4) Fulfillment period: September 2024 to March 31, 2027.

(5) Fulfillment places: The place specified by the contracting entity.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① Not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2022, 2023 and 2024 in "Providing services etc." for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency.

③ Not be currently under a suspension of business order as instructed by the obligating officer.

④ A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can

be guaranteed.

(7) Time-limit for tender: 5:00PM, 25 September , 2024.

(8) Contact point for the notice: Kuramoto Ryouta, Accounting section 1, General Affairs Department, Hyogo Labour Bureau, 1-1-3 Higashikawasaki-cho Chuo-ku Kobe City, Hyogo Prefecture 650-0044 Japan. TEL 078-367-9173.

入札説明書

兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第一係 倉元宛

Mail : kuramoto-ryouta@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名：兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約
- ② 受領日（ダウンロード日）
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎

調達機関番号 017

所在地番号 28

2 調達内容

- (1) 件名 兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約
- (2) 品目・数量 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 仕様 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 納入場所 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 納入期限 別紙「仕様書」のとおり

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札にかかるスケジュール等について

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

①入札参加申請書受付開始 令和6年8月2日（金）9時00分から

*申請時添付書類

- ・資格審査結果通知書（写）
- ・労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保険料納付に係る申立書」
- ・誓約書（支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を誓約したもの）
- ・役員等名簿

②入札参加申請書受付締切 令和6年9月24日（火）17時00分まで

③入札書受付開始 令和6年8月2日（金）9時00分から

④入札書受付締切 令和6年9月25日（水）17時00分まで

*通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

*別紙「入札金額内訳書」を添付すること。

⑤代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子調達システムにおいては復代理人による応札は認められない。

(2) 紙による入札を行う場合

①競争入札参加申込書受付開始 令和6年8月2日（金）9時00分から

※原則、郵送での受付とする。競争入札参加申込書の提出期限までに到着するよう、余裕をもって郵送し、下記（5）の担当者あて電話で受領確認をすること。

*申込時添付書類

- ・資格審査結果通知書（写）
- ・労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについて

の「保険料納付に係る申立書」

- ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を誓約したもの)
- ・役員等名簿
- ・競争入札参加申込書

- ②競争入札参加申込書受付締切 令和6年9月24日(火) 17時00分まで
- ③入札書受付開始 令和6年8月2日(金) 9時00分から
- ④入札書受付締切 令和6年9月25日(水) 17時00分まで
- ⑤入札書提出方法

入札書は当局様式にて作成し、封筒(長形3号)に入れ封をし、入札書受付締切日時までに提出すること。また、その封筒に氏名(法人の場合はその名称または商号)、宛名(兵庫労働局支出負担行為担当官)及び「9月26日開札 兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約 入札書在中」と朱書きすること。

*別紙「入札金額内訳書」を同封すること。

※ 原則、郵送での受付とする。入札書の提出期限までに入札書が到着するよう、余裕をもって郵送し、下記(5)の担当者あて電話で受領確認をすること。

また、下記(4)の再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目、第3回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

(3) 開札

- ①開札日時及び場所 令和6年9月26日(木) 9時30分
神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局総務課会議室

②電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより参加する場合には、立ち会いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③紙による入札の場合

紙による入札参加がある場合で、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることにする。その場合の開札結果については、メールや電話等で通知する。

※なお、上記(2)の⑤の注意書きに記す第2回目、第3回目の入札書を事前に提出していない紙入札参加者は、第1回目の開札に立ち会わなければ、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2回目以降の入札を辞退したのものとして取り扱うため留意すること。

また、開札に立ち会う場合にあつては、開札執行職員の求めに応じられるよう、競争参加資格を証明する書類、立会者の身分が証明できるものを必ず持参し、代表

者でない者が立ち会う場合は、当局様式の委任状も併せて提出すること。

④開札に立ち会う場合における開札会場の入退場について

立会者は、開札の定刻までに開札会場に入場すること。定刻を過ぎた後の入場はできないものとする。また、開札執行職員がやむ得ない事情があると認めないかぎり、指示があるまで開札会場を退場することはできない。

(4) 再度入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、再度入札を行う。なお、再度入札は2回を限度とする。

また、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

(5) 競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務部総務課 会計第一係 倉元

電話 078-367-9173 MAIL: kuramoto-ryouta@mhlw.go.jp

5 入札及び開札に関する注意事項

(1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①競争入札参加申込書または、参加申請書が指定した日時までに提出がない場合。

②入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ねた場合。

③入札書を当局様式以外のもの提出した場合。

④入札書の金額を訂正した場合。

⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者が入札した場合。

⑥入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。

⑦担当官が入札不完全と認めた場合。

⑧入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した場合。

⑨誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。

(2) 入札書には、入札者の住所・氏名の記入をし、日付については提出日を記入すること

(開札日ではない)。金額の記載については、算用数字を使用し、最初の数字の末尾に、

- (ピリオド ハイフン) を記入すること。

また、入札金額については、諸経費を含んだ金額とし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り上げた金額とする。）を入札書に記載すること。

- (3) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受付けないこと。
- (4) 紙入札による者は、入札書用紙を持参すること。
- (5) 予定価格を超過するなどの理由により再度入札とする場合、再度入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度、公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。
- (6) 落札者となるべき者が二者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (7) 入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届を速やかに提出すること。
- (8) 落札者の決定にあたり、開札会場において落札業者名及び落札価格を発表するとともに、当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情報公開請求がなされたときは、公開することがあるため了承すること。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 前払金及び部分払 あり

8 落札者

- (1) 兵庫労働局で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定した時は、入札参加者に落札者氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。
- (3) 契約書作成の要否 要

9 支払の条件 契約書（案）のとおり

10 その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ① 調達ポータルURL <https://www.p-portal.go.jp/>
 - ② 調達ポータルヘルプデスクTEL 0570 - 000 - 683（ナビダイヤル）
03 - 4332 - 7803（IP電話等の場合）
- ※参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には、兵庫労働局総務部総務課会計第一係まで連絡すること。

- (3) 軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。
- (4) 当該契約に関する疑義・質問については、書面により令和6年9月17日(火) 17時までに上記4の(5)に示した場所に提出すること。(メール可)
- (5) 同等品をもって入札への参加を希望する場合は、書面により令和6年9月17日(火) 17時までに上記4の(5)に示した場所に提出すること。(メール可)
申請の際には、同等品のカタログ等仕様のわかる資料を添付すること。
- (6) 入札説明会は実施しない。
- (7) 入札参加者は、入札書の提出(電子入札機能により入札した場合を含む)をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (8) 契約関係書類の扱いについて
 - ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を聴取する場合がある。

入札金額内訳書（電子入札方式・紙入札方式）

件 名

兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約

令和6年度～令和8年度	月額リース料（税込）	リース期間（月数）	④令和6～8年度 合計（税込）
（令和6年12月～令和9年3月）	¥ .-	28	¥ .-

⑤令和6～8年度 合計（税抜） (A)÷110×100 ※1円未満の端数切上げ
¥ .-

※「リース料」は仕様書「8 契約等金額について（4）」の費用を全て含むものとする。

↑
⑤の金額を入札書に記載すること。

令和 年 月 日

事業者名	
------	--

仕 様 書

- 1 件名
兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約
- 2 契約の目的
兵庫労働局外24所においてオンライン失業認定・オンライン職業相談等へ対応するために必要なノートパソコン及びこれに関連する周辺機器をリースするものである。
- 3 品目、数量及び仕様
別紙「機器仕様書」及び「納入場所・納入数量一覧表」の通り
- 4 納入場所
別紙「納入場所・納入数量一覧表」の通り
- 5 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 6 納入期間
 - (1) 予定納期
令和6年12月2日から令和6年12月27日まで
※令和6年12月13日までの納入を想定している。
 - (2) 最終期限
令和7年3月31日
※当該期限は、リース品の納入及び設定作業完了後の検査結果（不合格の場合等）を踏まえた対応の期限であることに留意すること。
- 7 リース期間
リース開始日から令和9年3月31日まで
※リース開始日は、当該品の納入と設定作業が共に完了した日とする。
※リース開始日が予定より遅れる場合は、その期間に応じ、契約金額を減額する。また、この内容について、変更契約を締結する。
- 8 契約等金額について
 - (1) 契約金額の内、リース料についてはリース開始日の属する月より発生することとする。
 - (2) 入札金額の計算にあたっては、令和6年度について、同年12月から令和7年3月までの期間とすること。
 - (3) 受注者は、落札後、令和6年11月8日までに以下の内容を定め、下記16の(2)あてに書面で提出すること。
 - ①リース開始日
 - ②①に対応する契約金額

③金額積算理由

- (4) 契約金額には、仕様書に明記しているものの他、リース品の利用にあたって必要不可欠な物材（接続部品等）、梱包材、サブスクリプション型アプリケーション（「TRUST DELETE Biz+」を想定）に係るライセンス料、納入及びリース終了後の撤去等作業に要する全ての費用を含むものとする。

9 動産総合保険の加入

受注者は、リース品に以下の偶発事故を対象とする動産総合保険に加入すること。

- ・ 火災、落雷、破裂、爆発
- ・ 風災
- ・ 盗難
- ・ 破損
- ・ 煙害、水漏れ、雪害
- ・ 建物の崩壊

10 支払いについて

- (1) 支払回数は別途協議する（部分払い（月ごとの後払い等）が可能）。
- (2) 前払は行わない。

11 納入・撤去

納入、撤去にあたり、受注者は以下に留意すること。

(1) 納入前

- ・ 納入する機器の仕様を書面で提出し、発注者の了承を得る。
- ・ 納入場所ごとの納入予定日を一覧表形式で作成し、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- ・ 機器の不具合について、パッチファイル等で解消できる場合は、事前に解消しておく。
- ・ 端末固有設定及び個別インストール作業は、納入前に受注者において実施する。

(2) 納入時

- ・ 納入作業時間は、原則午前8時30分から午後5時15分の間とするが、場合により、休日または平日夜間とする場合がある。
- ・ 作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意し、必要な事項は発注者に報告する。
- ・ 全ての機器について、納入場所担当者の指示に従い、開梱設置し運用可能な状態にすること。
- ・ 納品後の梱包材等を持ち帰り処分すること。
- ・ 納入場所担当者へ使用方法等必要な事項の教示を行うこと。

(3) 撤去時

- ・ リース品のうち、SSD等記録媒体（以下、記録媒体という。）については、確実に記録を消去又は物理破壊すること。
- ・ 消去または物理破壊を完了した旨の証明書を発行する。
- ・ 上述による他は、上記（1）及び（2）に準じるものとする。

(4) 再契約

- ・ 本契約期間満了時は別途期間を定めて、再契約を行う可能性がある（再契約を確約するものではない）。

- ・再契約を行う場合、撤去に係る金額については、本件契約に係る契約額から減額し、再契約にて措置するものとする。

12 配備及び導入設定

配備にあたり、受注者は、以下の点について留意し導入設定を行うこと。

- ・Windows OS の認証、最新の Windows Update の適用などの初期設定を行うこと。アカウント名及びパスワード等の内容は、契約締結後に発注者が決定するため、必要な文字種、文字数等の条件を教示すること。
- ・ローカルアカウント（標準）をノートパソコン1台につき3アカウント作成し、必要な設定を行い、ノートパソコン起動時に、デフォルトでローカルアカウントのパスワード入力画面が表示されるよう設定する。アカウント名及びパスワード等の内容は、契約締結後に発注者が決定するため、必要な文字種、文字数等の条件を教示すること。
- ・サポートを要するソフトウェアについては、下記 16（1）の要請によりアップグレードや更新作業をおこなうこと。
- ・導入するノートパソコンと複合機の接続設定を行うこと。
- ・導入するノートパソコンについては別途通信契約を行うホームルーターと無線接続によりインターネット回線と接続する予定としている。インターネット回線と接続するに当たり、導入時に必要な設定がある場合は、必要な設定を行うこと。
- ・導入する当該システムが参考機種以外の場合は、同等以上の性能を持つものとし、担当者に事前に確認を行い、許可を得ること。
- ・仕様書にある各ソフトウェアについて導入作業を行うこと。Microsoft 社のソフトウェアについてはライセンス認証（アカウントは新規取得（管理者）とする。）を含む初期設定を行う。導入したソフトウェアについてはデスクトップにショートカットを作成し、最新の状態にアップデート及び最新のパッチの適用処理を行うこと。インストールに必要なアカウント名及びパスワード等の内容は、契約締結後に発注者が決定するため、必要な文字種、文字数等の条件を教示すること。
- ・ソフトウェアはライセンスでの導入も可能であるが、インストール用メディアがあるものについては、インストール用メディアを準備すること。

13 保守

- ・導入後3年間の運用保守を含むこと。（平日 9:00～17:00）
- ・保守に係る経費は、リース料に含むものとする（追加費用は支払わない）。
- ・保守範囲は、通常見込まれるハードウェア保守の範囲（各部品（基盤・キートップ等）の交換作業、端末固有の初期不良対応等）とする。
- ・障害が発生した時は、原則として発注者が問い合わせた日の翌日以降、始めの開庁日の午前9時から午後5時の間に、オンサイト保守を行い、必要に応じて部品の修理、交換を行う。
- ・ソフトウェアについては午前9時から午後5時の間に SE 等派遣によるオンサイト保守を行うこと。
- ・保守作業は、障害が発生した機器を設置している場所において行う。設置場所での修理が困難な場合は、その修理に要する期間中、代替機と交換する。
- ・保守作業に当たり、記録媒体の交換が必要となった場合、既存の記録媒体は確実に記録を消去又は物理破壊し、消去または物理破壊を完了した旨の証明を発行する。

- ・保守完了後は、保守サービス報告書を提出する。
- ・納入時に、保守に関する窓口の連絡先を提供すること。

14 機密保持

(1) 秘密保持

受注者は、本業務作業に関して知り得た一切の事項を、契約期間のみならず終了後も第三者へ漏洩してはならない。

(2) 目的外使用及び第三者への提供の禁止

受注者は、発注者が文書により承認したとき以外は、本業務に係る入出力資料及び記録媒体等（以下「資料等」という。）を本業務以外の用途に使用してはならない。また、本業務に係る資料等を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(3) 複写及び複製の禁止

受注者は、発注者と協議した場合を除き、資料等を複写し、又は複製してはならない。発注者の許可を得て複写及び複製したときは、本業務の終了後、発注者と協議の後、直ちに複写及び複製した資料等を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

(4) 再委託の禁止又は制限

受注者は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、本業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託する事業者名、再委託の内容、業務執行の場所等、発注者が求める内容を届け出て、発注者の承認を得なければならない。又、再委託を受けた者に対しても、機密保持について同様の義務を負わせなければならない。

(5) 損害賠償

受注者は、以上の事項に違反して発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。発注者が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

15 その他

(1) 納入する機器等については、全て新品であること。

(2) 発注者は、賃借する機器等について改造又は仕様を変更するときは、受注者に事前に通知し、その承諾を得るものとする。

(3) 賃借するノートパソコンについてリース開始後、発注者において認証アプリケーションをダウンロードのうえインストールすることを予定している。具体的なアプリケーションが決まり次第、受注者に対し連絡をすることから、その点について承諾のうえ入札に参加すること。

16 問題発生時の連絡体制

作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

(1) 事業担当部局

兵庫労働局職業安定部職業安定課企画調整係 担当者：宮垣（みやがき）
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1-3 神戸クリスタルタワー14階
TEL：078-367-0800

(2) 契約担当部局

兵庫労働局 総務部総務課会計第一係 担当者：倉元（くらもと）

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1-3 神戸クリスタルタワー14階
TEL : 078-367-9173 Mail : kuramoto-ryouta@mhlw.go.jp

機器仕様書

1【ノートパソコン 2in1 type 本体 167式】		参考機種
①CPU性能	インテル Core i5 13世代 以上 インテル社製とする	dynabook製 dynabook V83/LX 167式
②メモリ	8GB(LPDDR5-5200対応SDRAM) 相当以上	
③ハードディスク	256GB SSD(PCIe,NVMe) 相当以上	
④LANポート	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 相当 RJ-45 外付けアダプタでの対応可(外付けアダプタでUSBを使用する場合、下記インターフェース数とは別で用意すること)	
⑤無線通信対応規格	IEEE802.11「n」、「ac」及び「ax」に対応 WPA3以上の規格による暗号化を施すこと	
⑥インターフェース	USB Type-A×1、USB Type-C×1 以上	
⑦Webカメラ	フロント:有効画素数 約92万画素程度、リア:有効画素数 約800万画素	
⑧マイク、サウンド機能	マイク:デュアルマイク サウンド機能:ステレオスピーカー	
⑨ディスプレイ	サイズ:13.3型程度 静電容量式タッチパネル(マルチタッチ対応) タッチペン付属	
⑩本体サイズ	303.9(W)×197.4(D)×17.9(H)mm 程度	
⑪OS	Windows 11 pro 64ビット または Home 64ビット 相当	マウス:ELECOM製 M-K7URBK/RS
⑫キーボード、マウス	86キーボード & USB光学マウス 相当	
⑬保証期間	3年間(翌営業日訪問修理サービス、9:00～17:00対応) 以上	
⑭その他	印刷マニュアル類、保証書、ACアダプター、電源コード、ペンホルダー のぞき見防止フィルム、セキュリティワイヤーロック 付属 グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の 満たす製品であること	のぞき見防止フィルム:ELECOM製 EF-PFK133W2 セキュリティワイヤーロック:ELECOM製 ESL-37L

機器仕様書

2【モノクロレーザー複合機 21式】		参考機種
①複合機内容	コピー機能、プリンタ機能、スキャナー機能を有すること	Canon製 MF269dw II 21式
②プリンタ内容	A4用紙に印刷可能なページプリンタであること(自動両面印刷が可能なこと)	
③連続複写速度	28枚/分(A4等倍/片面)、17.8枚/分(A4等倍/両面)程度	
④プリント解像度	最大プリント解像度:2,400dpi程度	
⑤用紙サイズ	A4サイズの印刷が可能であること	
⑥読み取り機能	両面ADF機能を有していること	
⑦コピー内容	ファーストコピータイム:7.8秒程度、階調:256階調程度	
⑧コピー時解像度	読み取り(原稿台):300dpi×600dpi、600dpi×600dpi程度 出力解像度:600dpi×600dpi程度	
⑨スキャン時解像度	読み取り(原稿台):600dpi×600dpi程度 ADF:600dpi×600dpi程度	
⑩大きさ(幅×奥行×高さ)	390×405×375(mm)程度	
⑪最大給紙容量	251枚程度(手差し1枚)	
⑫保証期間	3年間(翌営業日訪問修理サービス、9:00～17:00対応)(定期交換部品含む)以上	
⑬その他	各PCと接続可能で、印刷及びコントロールが出来るように設定すること。(ケーブル接続) 接続ケーブル及び変換ケーブルは複合機1台につき各1本付属すること 予備のトナーカートリッジを1本付属すること グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の 満たす製品であること	

機器仕様書

③【ソフトウェア】		
	Microsoft Office LTSC Standard 2021 または Microsoft Office Home & Business 2021 永続ライセンス版であり、納入時の最新版であること。	167
	ソースネクスト ZERO スーパーセキュリティライセンス又は同等品	167
	Adobe Acrobat Reader	167
	ワンピ [®] TRUST DELETE Biz+ ライセンス	167
	*ソフトウェアに関してはライセンスでの導入も可能。	

納入場所・納入数量一覧表

機器仕様書の整理番号	品目	納品場所別の数量																									数量(計)
		【A】 兵庫労働局	【B】 神戸所	【C】 三田出張所	【D】 灘所	【E】 プラザ三宮	【F】 尼崎所	【G】 マザーズハローワーク尼崎	【H】 西宮所	【I】 姫路所	【J】 ハローワークステーション姫路	【K】 加古川所	【L】 伊丹所	【M】 明石所	【N】 豊岡所	【O】 香住出張所	【P】 八鹿出張所	【Q】 和田山分室	【R】 西脇所	【S】 洲本所	【T】 柏原所	【U】 篠山出張所	【V】 龍野所	【W】 相生出張所	【X】 赤穂出張所	【Y】 西神所	
1、3	ノートパソコン (ソフトウェア含む)	2	18	4	10	3	10	3	15	14	3	10	10	10	6	3	3	3	7	6	5	3	6	3	3	7	167
2	複合機	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21

名称	住所	電話番号	担当者
【A】 兵庫労働局	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階	078-367-0800	宮垣
【B】 神戸公共職業安定所	神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-4605	安川
【C】 神戸公共職業安定所三田出張所	三田市天神1-5-25	079-563-8609	崎山
【D】 灘公共職業安定所	神戸市灘区大内通5-2-2	078-861-7986	島田
【E】 ハローワークプラザ三宮	神戸市中央区小野柄通7丁目1-1 日本生命三宮駅前ビル1階	078-231-8609	井上
【F】 尼崎公共職業安定所	尼崎市西大物町12-41 マコア2階	06-7664-8600	柴本
【G】 マザーズハローワーク尼崎	尼崎市南塚口町2-12-18 塚口若松ビル2階	06-6421-0810	酒井
【H】 西宮公共職業安定所	西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎	0798-22-8617	松岡
【I】 姫路公共職業安定所	姫路市北条字中道250	079-222-4433	籠谷
【J】 ハローワークステーション姫路	姫路市駅前町265番地 姫路TKビル3・4階	079-285-1186	清川
【K】 加古川公共職業安定所	加古川市野口町良野1742	079-421-9293	吉見
【L】 伊丹公共職業安定所	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-8625	中川
【M】 明石公共職業安定所	明石市大明石町2-3-37	078-912-2279	興村
【N】 豊岡公共職業安定所	豊岡市寿町8-4	0796-23-3101	玉真
【O】 豊岡公共職業安定所香住出張所	美方郡香美町香住区香住844-1	0796-36-0136	西村
【P】 豊岡公共職業安定所八鹿出張所	養父市八鹿町八鹿1121-1	079-662-2217	植村
【Q】 豊岡公共職業安定所和田山分室	朝来市和田山町東谷105-2	079-672-2116	吉見
【R】 西脇公共職業安定所	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3181	浅田
【S】 洲本公共職業安定所	洲本市塩屋2丁目4-5 兵庫県洲本総合庁舎1階	0799-22-0620	坂本
【T】 柏原公共職業安定所	丹波市柏原町柏原1569	0795-72-1070	萩原
【U】 柏原公共職業安定所篠山出張所	丹波篠山市郡家403-11	079-552-0092	野竿
【V】 龍野公共職業安定所	たつの市龍野町富永1005-48	0791-68-2426	森澤
【W】 龍野公共職業安定所相生出張所	相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎	0791-42-2376	鎌田
【X】 龍野公共職業安定所赤穂出張所	赤穂市中広字北907-8	0791-42-2376	山下
【Y】 西神公共職業安定所	神戸市西区税台5-3-8	078-991-1100	小鷹

契約書

支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長 板松 一郎（以下「甲」という。）と（会社名）（役職）（氏名）（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、現品の納入並びに役務の提供（搬入の場合も含む。以下同じ。）を乙が行うまでに要する費用は契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約

契約金額 金●, ●●●, ●●●円

（うち消費税及び地方消費税額金●●●, ●●●円）

（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。）

【内訳】

令和6年度（令和6年12月2日から令和7年3月31日まで）

金●, ●●●, ●●●円

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

金●, ●●●, ●●●円

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

金●, ●●●, ●●●円

契約保証金 免除

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（納入場所及び期限）

第2条 現品の納入並びに役務の提供の場所・期限は、仕様書記載のとおりとする。

（検査）

第3条 乙は、現品の納入並びに役務の提供をしようとするときは甲の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により現品の納入並びに役務の提供の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

3 現品の納入並びに役務の提供は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであつて、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（不合格品引取）

第5条 乙は、検査の結果不合格となったときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

（納期の有償延期）

第6条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入並びに役務の提供ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

（納期の無償延期）

第7条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入並びに役務の提供ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めるときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

（遅滞料）

第8条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（契約の解除）

第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品並びに合格役務の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う現品並びに役務の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第29条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
(損害賠償)

第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(再委託)

第11条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第12条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第11条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第13条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3に準じた書式により履行体制図の変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った

場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

第17条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第19条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務

の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としな

いことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第24条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第20条、第21条、第23条第2項、第27条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第20条、第21条、第23条第2項、第27条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第26条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第27条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を

受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第28条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第29条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納品物及び納入役務が契約の内容に適合しない場合の措置)

第30条 甲は、第3条に規定する納品検査に合格した納品物並びに納入検査に合格した納入役務を受領した後において、当該納品物並びに納入役務が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しまたは不足分の提供を行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第32条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条第2項、第10条、第15条、第16条、第18条、第22条、第24条、第28条、第29条、第30条、第31条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 板松 一郎

乙 (住所)
(会社名)
(役職) (氏名)

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

名 称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

名 称
代 表 者 氏 名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式3

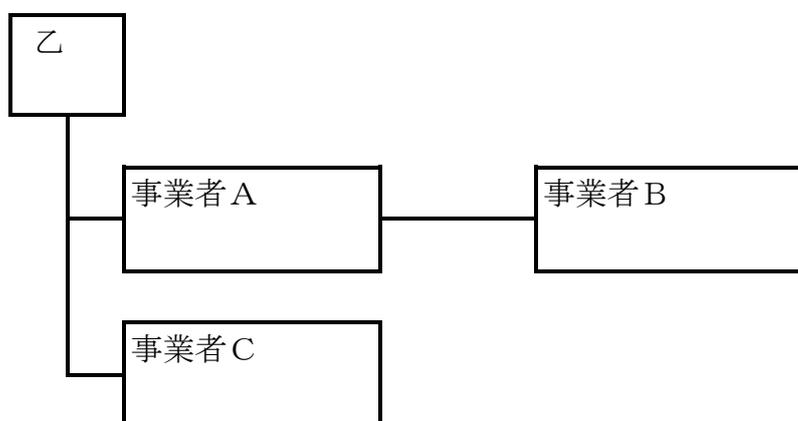
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都●●区・・・	円	
B			



保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

役員等名簿

事業所名 _____

所在地 _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員（監査役含む）を記入してください。

競争入札参加申込書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

申込人

所在地

事業所名

代表者名

下記件名の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

- 1 件 名 兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

（記入例）認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

- 3 電子調達システムへの対応予定時期
-

※氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

入札書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

所在地
事業所名
代表者名
代理人（復代理人）

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容の物品について下記のとおり提出します。

件名 兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約

入札金額（総価格） ¥ (消費税等抜き)

※ 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを以下に記載すること。なお、記載がない場合、及び記載された数字が他の入札者と重複した場合は、連絡先電話番号の末尾3ケタを電子くじ番号とする。

--	--	--

※ 契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て）とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ）を入札書に記載すること。

※ 入札金額は算用数字で、末尾には、－（ピリオド ハイフン）を記載すること。

(代理人用)

委 任 状

今般
たします。

私儀
を代理人と定め、下記の権限を委任い

記

- 1 件名 兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約
- 2 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限及びそれにかかる復代理人の選任に関する権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者
所在地
事業所名
代表者名

(復代理人用)

委 任 状

今般
たします。

私儀
を復代理人と定め、下記の権限を委任い

記

- 1 件名 兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約
- 2 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者 (代理人)
所在地
事業所名
代表者名

代理人（復代理人）による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人（復代理人）をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

記

- 1 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の本店、または本社に所属する場合は、委任状【代理人用】を使用してください。

「競争入札参加者」・・・その法人の代表者

「代理人」・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

- 2 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の支店、または営業所等に所属する場合は、委任状は【代理人用】及び【復代理人用】の2枚が必要になりますので、以下のとおり使用してください。

【代理人用（1枚目）】

「競争入札参加者」・・・その法人の代表者

「代理人」・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の所属する支店または営業所等の長

【復代理人用（2枚目）】

「競争入札参加者（代理人）」

・・・1枚目で委任された、支店長又は営業所長等その法人の代表者

「復代理人」・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

※ 上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。

※ 入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権（復代理権）を授与された者に限ります。

※ 代理及び復代理は、委任状発行以降の日限り有効です。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

所 在 地
事業所名
代表者名
代理人（復代理人）

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件名 兵庫労働局外24所におけるノートパソコン等リース契約